

認可保育所におけるいじめ事案への対応について

1 概要

令和 7 年 4 月に市内の認可保育所卒園児（以下、「児童 A」（※）という。）の保護者（以下、「保護者」という。）から、児童 A が在園中に園内でいじめを受けた事案について、当該保育所（以下、「園」という。）が適切に対応しなかったとの相談が本市にあり、本市として調査及び指導等を行ってきました。令和 8 年 3 月には、保護者等が本件について記者会見を実施しています。

今後、横浜市児童福祉審議会の保育所等における虐待担当部会において、本事案への園及び本市の対応について検証していきます。

※児童 A：令和 6 年度に 5 歳児で、令和 7 年 3 月に当該園を卒園

2 保護者から本市へ相談があった事案

	相談内容
事案①	<ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年 3 月中旬に、児童 A が他の児童から、「死ね、バカ、嫌い」と書かれた手紙を受け取った。 園から保護者に当該事案の報告がなかった。
事案②	<ul style="list-style-type: none"> 令和 6 年 10 月に、児童 A の上に 6 人くらいの他の児童が乗ったため、児童 A は息ができなくなった。
事案③	<ul style="list-style-type: none"> 令和 6 年 10 月に、他の児童から児童 A に「太っている」などの容姿を揶揄する発言があった。
事案④	<ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年 3 月上旬に、他の児童から児童 A に「母親を殺してやる」、「ママを消す」等の発言があった。

3 本市の主な対応経過（詳細については「別紙1」）

令和7年4月9日	保護者が事案①について区へ相談
4月21日	区局で園へ立入調査を実施
4月28日	区から園へ口頭指導を実施
4月30日	区から保護者へ口頭指導の内容等を伝え、保護者からは園に改めて説明を求める要望
同日	区から園へ保護者の要望を伝える
5月12日	保護者から区へ再度園へ要望を伝えてほしいとの意向を受け、区から保護者へ園と直接話し合うことが望ましい旨のメールを送信
8月19日	保護者や園から新たな要望や相談等がないため、事案①の対応を終結とした
10月7日	局が保護者の関係者から事案①に加え、新たに事案②③④についての相談を受理 5月12日のメールが保護者へ届いていなかったことも判明
10月10日	区から保護者へ当該メールを再度送信
11月11日	局が園に立入調査を実施
12月19日	局が園へ口頭指導を実施
令和8年1月5日	保護者から局へ園と保護者との認識の相違について事実関係の整理を要望
1月7日	局から保護者へ改めて調査を行う予定はないことを回答
1月21日	局が保護者から要望書を受領
3月9日	保護者等が記者会見を実施。局が保護者から申入書を受領
3月18日	保育所等における虐待担当部会を開催。部会で検証を行うことを報告
3月26日	局から保護者の代理人へ保育所等における虐待担当部会で検証を行うことを報告

4 今後の対応について

横浜市児童福祉審議会の保育所等における虐待担当部会において、本事案への園及び本市の対応について検証していきます。

<スケジュール（予定）> ※検証の状況等により変更となる可能性があります。

令和8年4月24日 保育所等における虐待担当部会において1回目の検証を実施

5月～7月 同部会において複数回検証を実施

8月 検証結果の保護者への報告及び公表

【参考1】横浜市児童福祉審議会の保育所等における虐待担当部会において検証を行う理由

- ・本件は、児童が園の在園時に起きた事案であり、いじめ防止対策推進法における対象ではないこと
- ・改正児童福祉法（令和7年10月施行）第33条の15に基づき、保育所における虐待が疑われる事案に対して、所管行政庁として事実確認等の措置を行った場合は審議会等へ報告することが求められていること
- ・当該審議会等については、本市では、横浜市児童福祉審議会の保育所等における虐待担当部会が該当すること

【参考2】保育所等における虐待担当部会委員（敬称略）

部会長：石井 章仁（大妻女子大学家政学部児童学科教授）

副部長：明石 要一（千葉大学名誉教授、千葉敬愛短期大学名誉教授）

委員：岩堀 誠（公益財団法人かわさき市民活動センター青少年事業課 課長）

大川 宏之（神奈川県弁護士会所属弁護士）

奥村 尚三（社会福祉法人尚栄福祉会理事長 すこやか諏訪保育園 園長）

田上 幸治（神奈川県立こども医療センター総合診療科科長）

時期	対応者	内容	運営指導マニュアル (※)における該当項目
令和7年 4月9日	区	<p>保護者が区へ来庁し、以下の相談があった。(事案①)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童Aが他の児童から「死ね、バカ、嫌い」と書かれた手紙を3月中旬に受け取っていたことを3月24日に児童A本人から聞いた。 ・園に確認したところ「園で道徳の授業を行い、手紙はその場で廃棄した。」と説明を受けた。 ・当該事案について、園から保護者への説明がなかった理由として、「3月上旬にも同児童間でトラブルがあり、立て続けに報告すると心配をかけるため伝えなかった」との説明を受けた。 <p>保護者は、他の児童から手紙を渡された件について、区に対して園への聞き取り及び結果の共有を希望した。</p>	第5章2(1)相談受付
4月16日 18日	区	<p>調査に向け、保護者から、園とのやり取りをまとめた資料等の提供を受け、調査における匿名性等について保護者に確認した。</p>	第5章2(3)調査方針の決定
4月21日	区・局	<p>区および局職員による園への立入調査(園長へのヒアリング)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事案①について、手紙が渡された事実を確認した。 ・当該事案について、園から保護者への報告が行われていなかった事実を確認した。 <p>園長からは、「道徳の授業を行った」「手紙の件を伝えなかったことは申し訳なかった」「今後は何かあれば必ず保護者へ伝える」との説明があった。</p> <p>区からは「手紙についてはその日に報告をして対応すべき事案」であること、局からは「今後はきちんと報告することが必要」であることを伝達した。</p>	第5章2(4)調査
4月23日 ～24日	区・局	<p>立入調査結果を踏まえ、以下のとおり、今後の対応方針を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事案①は、こどもへの影響が懸念される事案であり、把握後速やかに保護者へ伝え、保護者と連携して対応が必要であり、園に対して口頭指導を実施する。 ・立入調査時の園の説明内容を、保護者へ伝達する。 	第5章2(6)指導方針の決定

※運営指導マニュアル：正式名称は「民間保育施設・事業所に対する運営指導マニュアル」で、運営指導の流れや配置基準違反や虐待等が疑われる事案への対応等について規定している。

時期	対応者	内容	運営指導マニュアル における該当項目
4月28日	区(※)	区から園に対し、以下の内容について口頭指導を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・手紙の事案は、把握後速やかに保護者に伝え、連携して対応すべき事案であること。 ・引き続き、保護者に対して、丁寧な対応・説明が必要であること。 ・こどもを中心とした保育環境の確保が重要であること。 ・区と園が連携し、より良い保育環境を整えていくこと。 	第5章2(7)改善指導
4月30日	区(※)	区から保護者に対して、電話で、4月28日の園への口頭指導の内容等について伝えた。 保護者から、「園はこどものことを最優先に考えていないのではないか」との認識が示され、園に改めて説明を求める要望があった。 要望を受け、区から園に対して、保護者が園に再度説明を求めている旨を伝えることとした。	第5章2(6)指導方針の決定
同日	区(※)	区から園に対して、電話で、以下の内容を伝えた。 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、園からのこれまでの回答について、「こどもへの配慮についての言及がなく、保護者から指摘されたため、(手紙のことを保護者に)言うべきだったと説明している」と受け止めていること。 ・保護者は園に対して「こどものことを考えた対応・回答」であることが分かる説明を改めて求めていること。 	
5月12日	区(※)	保護者から区に対し、メールで、「園からメールで回答があったが、こどものことを考えた内容とは受け取れなかったため、区から再度要望を伝えてほしい」との意向が示された。 区から保護者に対して、以下の内容をメールで送信した。 <ul style="list-style-type: none"> ・園からの回答については、区が保護者から聞いた意向が、十分に園に伝わらなかった可能性があること。 ・区が間に入ることで、保護者の意向が正確に伝わらない可能性があり、いただいたメールを園に共有したいこと。 ・区では、不適切保育等の相談があった際には、区が間に入り、状況を確認することがあるが、今回の件については、保護者と園の双方で話しあっていただく内容であること。 ・事案①について、これ以上、区が間に入って調整することはできかねること。当該事案以外で気になることがあれば、またご連絡いただきたいこと。 このメール送信以降、区に対して保護者からの返信等はなかった。	

※令和7年4月28日から5月12日の区の対応内容は、随時、区から局へ共有していた。

時期	対応者	内容	運営指導マニュアル における該当項目
8月19日	区・局	保護者からの新たな要望及び園からの相談等がなかったため、区局で協議のうえ、事案①の対応は終結とした。	第5章2(9)終結確認
10月7日	局	局が、保護者の関係者から事案①に加え、新たに事案②③④に関する相談を受理した。 局から保護者に電話し、事案①～④について局として事実確認等を行うことを説明し、そのために必要な園とのやり取りの内容について情報提供を依頼した。 この電話の中で、区が5月12日に保護者へ送信したメールについて、保護者に届いていなかったことが判明した。	第5章2(1)相談受付
10月10日	局	保護者から局に対して、メールで、保護者と区や園とのやり取りの内容について情報提供があった。 保護者からは、今後同様の事案が起きないように、園・法人および区の対応の事実確認や、対応が本当に適切であったのか検証してほしいとの要望をいただいた。	第5章2(1)相談受付
同日	局	局から保護者に対して、メールで、提供いただいた資料を事実確認のため、園へ提示することが差し支えないか確認を行うとともに、事実確認に時間をいただきたい旨を伝えた。 また、区から送信したメールが届いていない点について、区から5月12日に送信している旨を伝え、受信の確認を依頼した。	
同日	局	保護者から局に対して、メールで連絡があり、提供資料の園への提示について了承いただいた。また、区からの5月12日付のメールについては、該当するメールの受信が確認できなかったため再送してほしいとの要望をいただいた。	
同日	区	5月12日付のメールを区から保護者へ再送した。	
同日	局	保護者から局に対して、メールで、区が再送したメールの受信ができた旨及び以下の内容について連絡があった。 ・他の相談機関に相談したところ、事案①は不適切であるとの認識であり、区の考えと相違がある。	
10月15日	局	局から保護者へ対し、メールで、以下の内容を回答した。 ・事案①に関しては、園の当初の対応が適切ではなかったということについては、局も同様の認識であること。 ・原因究明や今後どのようにケアを進めていくかという点で、法人や園と保護者の間でずれが生じているのではないかと考えていること。 ・保護者が今後、法人や園、区にどのような対応を求めているか確認させていただきたいこと。 ・保護者のご意向に基づいて、状況の確認や園へ意見を伝えていくこと。	

時期	対応者	内容	運営指導マニュアル における該当項目
10月16日	局	保護者から局に対して、メールで、以下の内容について連絡があった。 ・当事者としては、区との認識に大きな差があると感じている。 ・現在、市としては園の当初の対応は「適切ではなかった」という認識でよいか。	
同日	局	局から保護者に対して、メールで、以下の内容を回答した。 ・現時点での局の認識については10月15日のメールで回答したとおりだが、改めて、現状いただいている情報等をもとに、区や園に事実確認を進めていく。	
10月19日	局	保護者から局に対して、メールで、以下の内容の連絡があった。 ・改めて区や園の対応への事実確認の依頼と、局が行った調査記録等の提供の依頼があった。 ・保護者としては、事実関係を明確にした上で今後の対応を検討したいとのこと。	
10月22日	局	局から保護者に対して、メールで、以下の内容を回答した。 ・事実確認の結果を伝えることは可能であるが、調査におけるヒアリング記録等は本市の所有する行政内部情報にあたるため、データの提供や閲覧をいただくことはできないこと。 ・法人が所有する各種記録簿等については、法人の保有する情報であり、閲覧を希望する場合は法人と直接やりとりいただくようになること。	
10月26日	局	保護者から局に対して、メールで、10月22日の局からの回答について、承知した旨及び再調査の結果次第で検討すると連絡があった。	第5章2(3) 調査方針の決定
11月11日	局	局職員が園へ立入調査を実施し、事案①～④について、以下のとおり事実確認等を行った（園長へのヒアリング）。 <事案①> ・手紙が渡されたことは事実であることを確認した。保護者対応等の詳細については、当時の記録を確認のうえ、後日回答するように求めた。 <事案②・③> ・園内で状況を確認のうえ、後日回答するように求めた。 <事案④> ・保護者に関する発言があったことは事実であり、事案発生日当日に保護者へ状況説明等が行われていたことを確認した。	第5章2(4) 調査

時期	対応者	内容	運営指導マニュアル における該当項目
11月19日	局	保護者から局に対し、メールで、児童AがPTSDと診断されたとの情報提供があった。	
12月19日	局	局が立入調査及び後日園や法人から提出された資料をもとに、事案①～④について、以下の通り確認した。 <事案①> ・事案発生から保護者からの問合せまでの間、園から保護者への報告等が行われていなかったことを改めて確認した。 <事案②> ・児童の上に他の児童が乗った事案については、事実を確認できなかった。 <事案③> ・他の児童による容姿に関する発言があった事実を確認した。あわせて、園において他の児童への指導および児童Aの保護者への共有が行われていたことを確認した。 <事案④> ・保護者に関する発言があったことは事実であり、事案発生日当日に保護者へ状況説明等が行われていたことを確認した。	第5章2(4) 調査
同日	局	局において、以下のとおり、園に対する指導方針を決定した。 ・事案①のような、こどもへの影響が懸念される事案が発生した場合には、速やかに保護者へ状況を報告する必要があることについて、法人及び園に対し、改めて口頭指導を行うこととした。	第5章2(6) 指導方針の決定
同日	局	局から法人及び園に対し、以下の内容について口頭指導を実施した。 ・事案①のようなこどもへの影響が懸念される事案が発生した場合には、速やかに保護者へ状況を報告する必要がある。	第5章2(7) 改善指導
同日	局	局から区へ、区への対応についての認識を確認した。 区としては、事案①はこどもへの影響が懸念される事案であり、保護者へ状況を速やかに報告し、園と家庭でこどもの様子などを共有しながらこどもの心のケア等を行っていくべき事案との認識を持って対応していたことを確認した。	

時期	対応者	内容	運営指導マニュアル における該当項目
12月19日	局	<p>局から保護者へメールで連絡し、事案①～④に関する事実確認結果及び法人と園への指導内容について説明した。併せて、区と園の対応について確認した事項を以下のとおり説明した。</p> <p>【区の対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区としても、事案①はこどもへの影響が懸念される事案であるため、保護者に状況を速やかに報告し、園と家庭でこどもの様子などを共有しながらこどもの心のケア等を行っていく事案であったという認識を持っていたが、園や保護者とやり取りする中でうまく伝えられなかった。 <p>【園の対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事案①は、こどもへの心理的影響が懸念される事案であったと園も認識している。当初、保護者への報告を見送ったが、園及び法人としても、事案発生時点で速やかに報告すべきであったと振り返っている。再発防止に向け、園はこどもの様子や他の児童との関係性を丁寧に観察し、家庭と情報共有しながら対応する方針としている。 市としても、事案①は園と家庭が連携してこどもの心のケアを行うべき事案であったと認識しており、現在は園及び法人も同様の認識を有していることを確認した。 	第5章2(6)指導方針の決定
12月19日 ～12月26日	局	<p>保護者と局の間でメールで連絡を随時実施した。</p> <p>保護者からは、事案①～④に関する事実確認の調査手法等についての問い合わせや、今後の対応について検討に時間をいただきたい旨連絡があった。</p>	
令和8年 1月5日	局	<p>保護者から局に対し、メールで連絡があり、園からの説明内容と局が行った事実確認結果について一致していない点があるため、整理してほしいとの要望があった。</p>	
1月7日	局	<p>局から保護者に対し、メールで、以下の内容を回答した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当初相談いただいた内容に関する事実確認結果については12月19日に伝えた内容のとおりであること。 現時点では、改めて調査等を行う予定はないこと。 追加で確認を要する具体的な事項があれば、再度調査等を行う場合もあること。 	

時期	対応者	内容	運営指導マニュアル における該当項目
1月21日	局	<p>保護者から局に対し、メールで、要望書が提出された。</p> <p>【要望内容（要旨）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 トリガーとなり得る特定の保育士数名（園長を含む）について、異動を含めた配置の見直し 2 相互交流や散歩等において、こどもが当該保育士と遭遇しないための、具体的かつ実効性のある環境調整 3 こどもの心理的回復および安全確保のための継続的なケアおよび配慮（最優先事項） 4 本件を個別の対応ミスとしてではなく、不作為を含む対応の経過全体として整理し、ガイドライン（※）に則った原因分析および再発防止策の検討 <p>※こども家庭庁 令和7年8月改訂「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応に関するガイドライン」</p>	
1月28日	局	<p>局から保護者に対し、メールで、以下のとおり回答した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望内容1 運営法人の人事については、行政の運営指導の権限の範囲外の事項となるため、対応は難しい。保護者の要望を法人・園に伝えることは可能である。 ・要望内容2 相互交流や散歩等の制限をかけることについて、指導権限での対応は難しい。保護者の要望を法人・園に伝えることは可能である。 ・要望内容3 保護者からの了承があれば、法人・園に伝えることは可能である。 ・要望内容4 今後、外部の方にご意見をいただくことも検討する。 <p>併せて、日々の保育の中でこどもへの影響が懸念される事案が発生した場合は、速やかに保護者にも報告し、園と家庭でこどもの様子などを共有しながらこどもの心のケア等を行っていくよう改めて法人・園に伝えると回答した。</p>	
2月4日	局	<p>保護者から局に対し、メールで、児童Aの現状についての報告及び今後の対応について検討している旨の連絡があった。</p>	

時期	対応者	内容	運営指導マニュアル における該当項目
3月9日	局	<p>保護者等が記者会見を実施した。併せて、保護者からの申入書を局が受領した。</p> <p>【申入書】(抜粋)</p> <p>1. 申し入れの趣旨</p> <p>(1) 本事案を、東京都港区の先例(「港区教育委員会いじめ問題ケース会議」)に倣い、幼児を対象とした事案であってもいじめ防止対策推進法第28条第1項第1号(重大事態)に係る調査に準じたものとして認定すること。</p> <p>(2) 横浜市局および教育委員会が緊密に連携し、外部有識者(弁護士、臨床心理士、教育専門家等)で構成される「第三者調査委員会」を速やかに設置し、事実調査および再発防止策の策定を行うこと。</p> <p>(3) 調査プロセスにおいて、申入人らに対し適宜報告を行い、最終報告書案に対する「所見」を提出する機会を保障すること。</p> <p>(2.省略)</p> <p>3. 具体的な調査および要望事項</p> <p>(1) 本件の事実経過及び園・法人・市の対応プロセスの事実調査</p> <p>(2) 園のいじめへの対応および行政の指導の妥当性の検証</p> <p>(3) 現在のPTSD発症と在園時の体験との因果関係の認定</p> <p>(4) トリガーとなる保育士の配置転換勧告を含む、実効性のある再発防止策の策定</p>	
3月18日	局	<p>横浜市児童福祉審議会の保育所等における虐待担当部会を開催した。</p> <p>部会において検証を実施することを報告した。</p>	
3月26日	局	<p>局から保護者の代理人へ、書面で以下の内容を報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申入者への対応について、本市の附属機関である児童福祉審議会の保育所等における虐待担当部会において、保育に関する知見を有した学識経験者や関係法令に通じた法律の専門家などにより検証を実施すること。 	

※本資料は、令和8年4月22日時点において、本市が把握している内容に基づき作成しています。